

市役所本庁舎の開庁時間が短縮へ

7月から午前9時～午後4時30分に

▶問合せ 総務課（市役所内線3048）



業務効率化や市民サービスの質の向上などを図るため、7月1日（水）から市役所本庁舎窓口の開庁時間を午前9時～午後4時30分に短縮します。市役所本庁舎以外の施設における開庁時間は変わりません。なお、閉庁時間であっても、やむを得ない場合や緊急時は従来どおり対応します。

窓口に来なくても手続きができるように ○証明書の取得がより手軽に

コンビニエンスストアと同様に、マイナンバーカードを使って住民票の写しや印鑑登録証明書などが取得できる機械を、7月1日（水）から市役所1階に設置します。閉庁時間帯にも利用でき、窓口に並ぶことなく、より手軽に各証明書の取得ができます。

○コンビニ交付サービスがさらにお得に

コンビニエンスストアなどで証明書を取得できるコンビニ交付サービスの手数料が7月1日（水）から令和10年3月末まで、1通当たり100円（現在は250円）になり、市役所窓口での手続きよりさらにお得になります。

○水道の申し込みをインターネットから

水道の使用開始、中止の申し込みが7月1日（水）からオンライン申請できるようになります。インターネット環境があれば、いつでも市ホームページから申請ができる便利なサービスです。詳細は実施日以降に市ホームページをご覧ください。

経営革新や新規事業に挑む事業者支援

「ものづくり」「起業・第二創業」



市内に事業所を置く中小企業者、個人を対象に、経営革新や新たな事業に挑戦する事業者を支援します（同一事業で国や県、市から補助金を受けている場合は対象外）。

▶対象事業期間

4月1日（水）～令和9年2月28日（日）

▶申請方法 4月1日（水）～6月16日（火）に必要書類を下記へ提出してください。

▶申請・問合せ

商工観光課（市役所内線2024）

○ものづくりステップアップ支援事業

対象事業	対象経費	補助率	上限額	審査方法
新製品・新商品・新技術・新サービスの開発および導入事業	謝金、原材料費、機械装置導入費、広告宣伝費、備品購入費	1/2 （※1）	50万円 （※2）	審査会
ガバメントクラウドファンディング型ふるさと納税活用事業	謝金、原材料費、機械装置導入費、広告宣伝費など	1/2～10/10	100万円	審査会
西脇チェック活用商品開発事業	外部委託費、原材料費、機械装置導入費、広告宣伝費など	2/3	10万円	書類
支援アドバイザーの派遣	事業に関する相談アドバイザーの派遣経費	10/10 （無料派遣）	—	書類

（※1）健康経営優良法人認定企業は2/3
（※2）SDGs活動貢献型は100万円

○起業・第二創業促進支援事業

対象事業	対象経費	補助率	上限額	審査方法
市内で新たな需要を生み出す起業または第二創業	事業所改修費、備品購入費、広告宣伝費、事業所賃借料に係る経費など	1/2	50万円 （※3）	審査会
			15万円 （※4）	書類
		1/2～10/10	100万円 （※5）	審査会

（※3）若者応援枠は75万円。移住者には加算措置あり
（※4）マイクロビジネスの場合
（※5）ガバメントクラウドファンディング型ふるさと納税活用の場合

市役所で働きませんか

U I J ターン大歓迎 正規職員募集

7月に採用する正規職員を募集します。あなたの知識と経験をまちづくりに生かしませんか。社会人経験者も募集します。

▶募集要項・要件

職種	予定人員	年齢要件 (R8.4.1現在)
一般事務職	5人	18～24歳
一般事務職 (社会人経験者)		25～44歳
土木職	3人	18～24歳 （※）
土木職 (社会人経験者)		25～45歳
建築職	若干名	18～24歳 （※）
建築職 (社会人経験者)		25～44歳

（※）大学院修了者は30歳まで。詳細は市ホームページで。

▶受付期間

4月1日（水）～15日（水）／必着

▶申込方法 所定の受験申込書などを記入の

上、下記へ郵送してください。様式は市ホームページからダウンロードできます。また、郵送による請求もできます。

▶試験

・1次＝受験申込書による書面審査
・2次＝4月30日（木）～5月10日（日）にSPI試験／5月16日（土）に面接試験

▶申込み・問合せ

〒677-8511 西脇市下戸田128-1
西脇市総務課（市役所内線3048）



森林整備の補助制度

森林環境譲与税や森林整備基金を活用

森林環境譲与税や森林整備基金を活用し、皆さんが市内に所有する森林や地域による森林整備に活用できる補助制度があります。

▶申請・問合せ

農林振興課（市役所内線2042）



○西脇市森林整備補助金

森林区域における人工林の間伐や作業道の開設、人家裏の危険木などの伐採に係る費用の一部（最大9割、条件あり）を助成します。

▶申請期間 4月1日（水）～6月30日（火）

○西脇市木材利用事業補助金

自治会などが地域活性化につながる設備の設置や修繕に国産木材を利用する際、経費の一部（2/3、上限100万円）を補助します。

▶申請期間 4月1日（水）～5月29日（金）

○住民参画型森林整備事業

2割程度の地域の里山林で、住民が行う森林整備活動を支援（10割、上限240万円）します。採択年度から3年間の活動と協定が必要です。

▶申請期間 4月1日（水）～5月29日（金）

○グリーンツーリズム推進事業

登山道の修繕や再整備に取り組む団体に資材を提供し、登山道の整備を支援します。

▶申請期間 4月1日（水）～6月30日（火）

立木の伐採は市へ届け出が必要です

森林所有者などが森林の立木を伐採する場合、自身の土地であっても伐採を始める30日前までに、市へ届け出をすることが義務付けられています。また、伐採完了後には状況報告も必要です。